

入退院調整マニュアル運用ワーキンググループ開催要綱

(趣旨)

第1条 病院から在宅へシームレスな支援をより具体化するため病院担当者、地域包括支援センター職員、ケアマネジャーを中心に策定した生駒市入退院調整マニュアルの運用後において、入退院調整における現状や、医療と介護の連携による効果と課題を把握し、必要に応じて見直しを行うために入退院調整マニュアル運用ワーキンググループ（以下、「WG」という）を開催する。

2 WGは、在宅医療介護推進部会の下に設けるものとする。

(実施事項)

第2条 WGにおいて実施する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入退院調整状況調査に関する協議・検討
- (2) 入退院調整マニュアル運用後の検証及び見直し等に関する協議・検討
- (3) 入退院調整マニュアル運用後の検証及び見直し等に係る会議等の運営協力・支援
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 WGは、在宅医療介護推進部会の部会員又は部会員が属する職域の者で当該部会員が推薦する者をもって構成する。

(運営)

第4条 WGの参加者は、互選によりWGを進行するリーダーを定めるものとし、サブリーダーはリーダーが指名する。

2 リーダーは、WGの事務を総括する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

4 WGは、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

5 リーダー及びサブリーダーが必要と認めるときは、関係者に対し、その出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 WGの庶務は、地域医療課において処理する。

(開催期間)

第6条 WGの開催期間は、入退院調整マニュアル運用開始後1年目の状況調査及び検証が終了する時までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営その他必要な事項は、都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月16日から施行する。